グローバルビレッジ津雲台教職員宿舎選考要領

１．入居資格

宿舎管理規則第５条によるものとする。

宿舎管理規則
第５条　宿舎は、次の各号のいずれかに該当する職員に貸与することができる。
（１）　異動の可能性がある職員。
（２）　定年退職前から本学が維持管理する宿舎に入居しており、かつ、同一宿舎での継続入居を希望する者であって、本学が特に認めた定年退職後に再雇用された職員。
２　前項の規定にかかわらず、宿舎の貸与状況によっては、前項に掲げる職員以外の職員にも貸与することができる。

２．入居条件

各居室における入居条件は以下のとおりとする。
独身Ｂ宿舎（看護師宿舎）については別に定める。

・独身Ａ宿舎　：原則独身者の入居とする。
　　性別は問わない。
　　同居者は認めない。
・単身者用宿舎：独身・既婚の別は問わない。
　　性別は問わない。
　　同居者は認めない。
・世帯用宿舎　：原則同居家族を伴う世帯による入居とする。

３．入居申請について

別紙「グローバルビレッジ津雲台教職員宿舎貸与申請書」をハウジング課に提出するものとする。

４．入居選考について

①　入居希望者が定員数を超えた場合
　　ハウジング課における抽選とする。
　　定員を超えた者については再度抽選のうえ順位を定め、待機者リストに掲載を行う。

②　入居希望者が定員数を割った場合
　　再度公募期間を設け追加募集を行う。
　　追加募集において定員数を超えた場合の取扱いは上記①による。

但し、上記取扱いはグローバルビレッジ津雲台供用開始 2020 年 10 月から当面の間とする。

４．入居日・入居期限について

2020 年 10 月供用開始時における入居日および入居期限については、宿舎管理規則第 17 条にかかわらず別途指示する。

宿舎管理規則

第 17 条　宿舎の貸与の承認を受けた職員は、その宿舎貸与承認書に記載された入居日から１０日以内に当該宿舎に入居しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総長の承認を得てその入居期限を延期することができる。

２　総長は、宿舎の貸与の承認を受けた職員が前項の規定による入居期限までに当該宿舎に入居しないときは、その承認を取り消すことができる。

５．部屋割りについて

ハウジング課において決定するものとする。

但し、入居者の身体的理由により低層階を希望する等、合理的な配慮が必要と認められる場合にのみ、それを考慮した部屋割を行う。

【駐車場・駐輪場（自転車・原付・バイク）・トランクルームについて】

１．使用申請について

別紙「駐車場・駐輪場（自転車・原付・バイク）・トランクルーム使用申請書」をハウジング課に提出するものとする。

２．選考について

居室選考方法と同じとする。

３．使用場所について

ハウジング課において決定するものとする。但し、入居者の身体的理由により合理的な配慮が必要と認められる場合にのみ、それを考慮する。

【公募時期について】

１．2020 年 10 月供用開始に向けた公募時期は以下のとおりとする。

第一次：2020 年 1 月 14 日～2020 年 2 月 28 日

第二次：2020 年 3 月 16 日～2020 年 4 月 28 日

２．第一次公募締切時点から順次抽選を行い、当選結果を通知するものとする。

但し、第二次へ留保する空き室数については、第一次公募状況により決定する。